

福岡市 高度外国人 IT エンジニア採用支援事業「INDIAN TECH TALENT」 参加企業募集要項

ビジネスの拡大、新たなイノベーションの創出及び組織内の変革を目指し、インド人 IT エンジニア(以下、インドエンジニア)の採用を希望する市内 IT 企業に対し、企業とインドエンジニアのマッチングから、日本語学習、入国のサポートまで一貫した支援を行います。

1 事業概要

本事業における支援プログラムの内容は以下のとおり。

- ・ 求人から面接、採用までの企業とインドエンジニアのマッチング支援
- ・ インドエンジニアに対する日本語の学習(日本語検定 N3程度)等の支援
- ・ インドエンジニアの入国のサポート

【スキーム図】



2 支援プログラム期間

支援プログラムへの参加決定 から 令和8年3月31日(火) まで

3 応募期間

エントリー〆切 : 令和7年7月 9日(水) から 令和7年7月28日(月) まで

本申請〆切 : 令和7年7月31日(木) まで

4 参加企業数

5社程度

※ 申し込み多数の場合、選考により支援プログラムへの参加企業を決定します。

なお、外国人 IT エンジニアの採用実績のない企業や、過去に外国人 IT エンジニアを雇用していたものの現在は外国人 IT エンジニアを雇用していない企業を優先的に選考します。

5 応募資格

インドエンジニアの採用を通じて、ビジネスの拡大や新たなイノベーションの創出、組織内の変革を目指す企業であり、以下のすべてを満たす企業であること。

- ① 福岡市内に本社が所在する企業であること。
- ② 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ③ 福岡市内の事業所で就労するインドエンジニアの採用を希望する IT 企業であること。
- ④ エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業(以下、賛同企業)であること、または賛同企業の登録申請を行っていること(8 応募方法参照)。
- ⑤ 国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業(以下、エンジニアビザ)企業の認定を受けていること、またはエンジニアビザの認定申請を行っていること(8 応募方法参照)。
- ⑥ 本事業終了後、次年度以降に実施を予定している事業結果報告会等の事業 PR に協力すること。
- ⑦ 福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧ 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。

6 応募の流れ(登録・申請の方法は「8 応募方法」を確認のこと)

- ① 令和7年7月28日までに本事業ホームページのエントリーフォームから登録を行う。
- ② エントリー終了後、必要に応じ、賛同企業、エンジニアビザの申請手続きを行う。
- ③ 令和7年7月31日までに本申請を行う。
- ④ 「8 応募方法」に記載している申請要件をすべて満たしていることの確認をもって申請受付完了となります。

※ すべての登録・申請をおこなっても、令和7年8月4日までに事務局からの申請受付完了の連絡がない場合は、事務局まで連絡してください。

7 スケジュール(予定)

- | | |
|-------------|---------------------|
| 令和 7年 7月28日 | ： エントリー登録〆切 |
| 7月31日 | ： 本申請〆切(必要書類をすべて提出) |
| 8月22日まで | ： プログラム参加企業決定を通知 |

8月下旬から : 採用したいインドエンジニアについてのヒアリング
インドエンジニアの募集及びマッチング

9月以降 : 内定後に順次、インドエンジニアへの日本語学習等及び入国
サポート

令和8年3月末 : 入国、福岡市内での就労開始

※ 希望に応じて令和8年3月末以前の入国及び就労開始も可能です。事務局へご相談ください。

その場合、入国後に日本語学習等を実施することも可能です。

8 応募方法

(1) エントリーについて

① エントリー方法

本支援プログラムへの参加を希望する企業は、以下のウェブサイトからエントリーを行うこと。

エントリーフォーム: https://efc.fukuoka.jp/kouido-gaikokujin-it-engineer/landing_page.html



② エントリー〆切 令和7年7月28日(月)

(2) 本申請について

① 申請要件

下記の要件をすべて満たしている企業が本申請後、申請受付完了となります。

- ・ エントリー登録を完了させていること。
- ・ 賛同企業であること、または賛同企業の登録申請を行っていること。
- ・ エンジニアビザの企業認定を受けていること、またはエンジニアビザの認定申請を行っていること。

※ 賛同企業の登録を受けていない企業、企業やエンジニアビザの認定を受けていない企業は、それぞれ次の(3)、(4)の申請を行ってください。

② 本申請方法

申請要件を満たし、支援プログラムへの参加を希望する企業は、以下のウェブサイトから本申請を行うこと。

本申請フォーム: https://efc.fukuoka.jp/kouido-gaikokujin-it-engineer/landing_page.html



③ 本申請〆切 令和7年7月31日(木)

※ 事業について事務局(株式会社 iJbridge)へ提出した資料は、本事業の実施を目的として、
事業委託元である福岡市へも提供されるもの。

(3) 賛同企業への登録申請について

以下のウェブページから詳細を確認し、登録申請を行うこと。

賛同企業ホームページ: <https://efc.fukuoka.jp/supporters/>



(4) エンジニアビザの認定申請について

以下のウェブページから詳細を確認し、認定申請を行うこと。

エンジニアビザホームページ: <https://efc.fukuoka.jp/engineer-visa/>



9 問い合わせ先

< 事務局 >

株式会社 iJbridge
福岡市中央区赤坂1-8-23 アセス赤坂ビル
TEL: 050-5526-2926
担当: 串田、江場

< 事業委託元 >

福岡市経済観光文化局新産業振興部新産業振興課
福岡市中央区天神1-8-1
TEL: 092-711-4333
担当: 井関、飯田